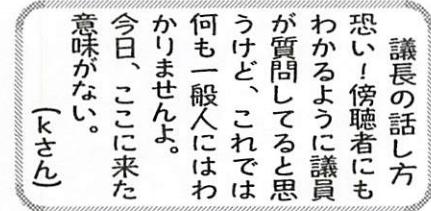


民主的で町民にわかりやすい議会運営に

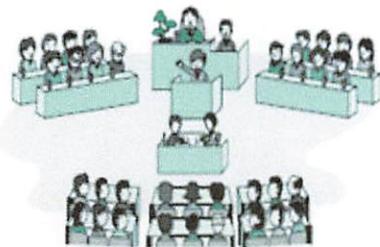
表面で議会初日の質疑の一部を紹介しました。質疑は内田議員だけでした。町職員タブレットの入札についての質問で、内田議員は、入札に関する契約規則を読み上げようとしたところ、「読み上げる必要はありません」と理由も言わず、質問を止めました。しかし、内容を読まないと質問の中身がわからないことだったので、その後読み上げました。

富士が峰のトイレ改修工事について、「どんなトイレを設置したか」の質問に、議長は「資料にあるから答えなくていいです」と言い、当局に答えさせませんでした。資料は町民にはわからぬし、忘れていた場合もあり、再度確認してもいいのではないか。

国会でも議員に求められて、手元に資料があつても法律の条文を官僚や大臣が読み上げたりして、丁寧に対応しています。国民に対してよりわかりやすくするためにです。



〈傍聴者の感想〉



質問者や役場の職員の発言を止めようとして、「怒鳴る」「切れる」ようなパワーハラとも思える議長の発言に、場内は凍りつきました。こんな進め方では、他の議員は萎縮し、怖くて意見が言えない。このようなパワーハラのような議長の態度は許せません。議論を民主的に進めるのが議長の役割のはず。意識が50年遅れています。(Yさん)

議長は、議員が意見を見自由に出し合い、議会が町政にとって意義あるものとなるように進める役割があるのでないでしょうか。しかし、今日の議長の態度は、その権限で、議員の発言を上から押さえつけるような態度でした。町議会は、町民が町政を知る機会でもあります。町議会定例会で、選挙公報の発行を求める請願が不採択になつたこと。町長選も近くに控えており、調べる価値があると思った。

先月十五日の知多版で、地方選挙において、南知多町では選挙公報が発行されていないことを紹介した。取材のきっかけは九月の町議会定例会で、選挙公報の発行を求める請願が不採択になつたこと。町長選も近くに控えており、外での選挙公報発行には関連条例が必要で、知多半島では南知多町

選挙公報

のみ条例がない。町選管に理由を聞くと、△町長・町議選の選挙期間は五日間と短く、期日前投票の割合も高いので投票後に届くケンスが多いと想定される△悪天候などで離島部に運搬できない可能性があるといつたことから「公平性に欠く」とのことだった。だが、選挙公報は公費で賄われ、資金力に關係なく政策を周知できる貴重な機会で、発行されないと。そもそも公平かどうかよりも「公平性に欠く」気がある。そもそも公平かどうかよりも多くの有権者に、候補者の政見を届けるこの方が大事なのではと思う。(三宅駿平)

ます。丁寧な運営が求められ
ます。中立、民主的、冷静で
丁寧な運営が求められ



町議会議長の役割とは？

【地方自治法第104条】
(議長の議事整理権・議会代表権)

普通地方公共団体の議会の議長は、議場の秩序を保持し、議事を整理し、議会の事務を統理し、議会を代表する。

【「議員必携」議会の運営 (会議の諸原則 10 公正指導の原則) より抜粋】
議員の中から選挙される議会の議長は、特定グループ等から推されて競争することが多いが、選挙が終わって議長の当選が確定したら議会全体の議長である。

したがって、議長の立場は基本的には、あくまでも中立的なものでなければならない。そして、議長は、その職務遂行に当たっては、常に冷静に、しかも公平に、地方自治法・会議規則等の関係法規のほか、会議原則に則って議会の運営に万全を期さなければならない。

ことに会議においては、不偏不党、あくまでも公正に議事を指導すべきであるという原則である。